

国家外貨管理局

「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定（試行）」を公布

トランザクションバンキング部

国家外貨管理局は2014年4月25日（通知に記載された日付は4月18日）にホームページ上で『国家外貨管理局による「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定（試行）」公布に関する通知』（匯発[2014]23号、以下「23号通知」という）を公布しました。2014年6月1日から施行されます。

内容は、中国域内¹全域の企業を幹事企業とした外貨資金集中運営管理（外債枠の集中、対外貸付枠の集中、外貨両替の集中）、經常項目外貨集中決済・ネットィングを可能とするものです。

本件を機に中国統括会社を中心とした外貨クロスボーダープーリングや集中決済の導入が本格化する可能性があります。業務開始の難易度や具体的な実務操作などについては今後の当局の見解を確認する必要があります。

1、経緯

多国籍企業の外貨集中運営管理は2012年12月以降、ごく一部のパイロット企業に対して認められていました（以下「従来のパイロットスキーム」）が、パイロット企業の認定取得は極めて「狭き門」となっていました。

今年2月28日に国家外貨管理局上海市分局が公布した「中国（上海）自由貿易試験区建設を支持する外貨管理実施細則に関する通知」（上海匯発[2014]26号、以下「試験区26号通知」）²により、中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」）に登録された企業を幹事企業とした外貨資金集中運営管理が可能となりましたが、多国籍企業の本社や中国統括会社の多くは北京や上海市内といった試験区外の一般地域に存在しており、これらを幹事企業とした外貨資金集中運営管理の展開が困難である状況に変わりはありませんでした。

今回の23号通知は試験区に限らず一般地域の企業（財務会社を含む）を幹事企業とし、「備案³」ベースで外貨資金集中運営管理業務の開始を認める内容となっている点が従来からの大きな変更点です。一方で、「域内メンバー企業の前年度外貨収支合計額1億ドル超」などといった条件が設けられており、また地方ごとに資格認定ルールが別途設けられる可能性もあります。

2、23号通知により取扱が可能となる業務の概要

以下の業務が可能になります。

¹ 域内とは「香港・マカオ・台湾地区を除く中国国内」を指します。域外とは「中国国外および香港・マカオ・台湾地区」を指します。

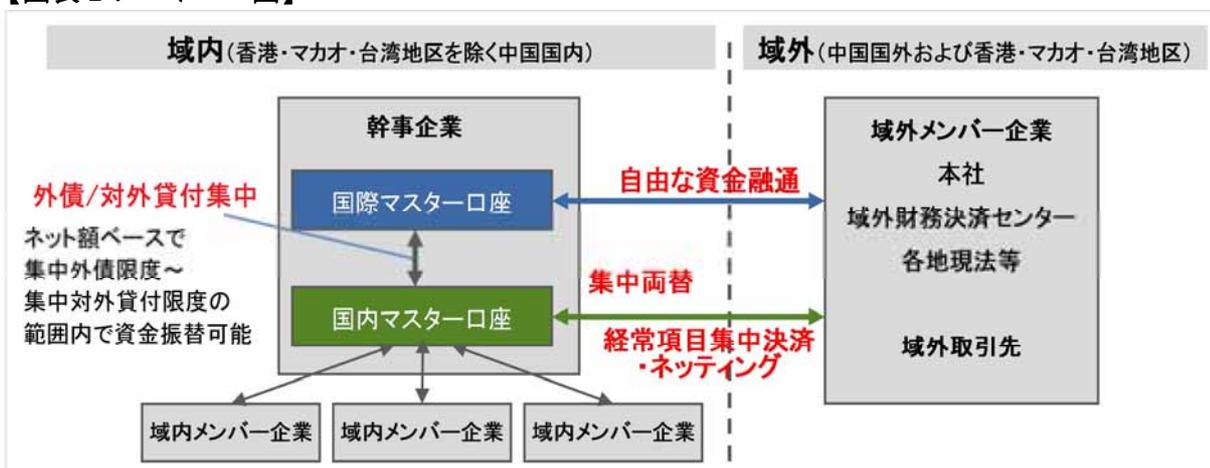
² 詳細は当行の実務・制度ニュースレター第88期（2014年3月3日発行）をご参照ください。

³ 「審査・批准」とは異なり「届出」に近い概念ですが、実際には当局の審査承認が必要となります。

【図表 1：23号通知による取扱可能業務】

取扱可能業務	概要
外債枠の集中 (第十七条～第十九条)	域内メンバー企業の外債枠（未使用額）を幹事企業に集中すること(全額集中、一部集中とも可)。
対外貸付枠の集中 (第二十条)	域内メンバー企業の対外貸付限度枠を幹事企業に集中すること。 集中する対外貸付限度額＝域内メンバー企業の所有者権益の50%（この限度を超える場合、外管局に個別申請）
両替集中 (第二十二条)	経常項目下、直接投資、外債および対外貸付項目下の人民元両替、外貨両替を幹事企業が集中取扱すること。
集中決済（第二十七条）	域内メンバー企業の経常項目外貨決済を幹事企業が集中代理して取扱うこと。
ネットィング (第二十七条)	域内メンバー企業の経常項目下の外貨売掛金、買掛金をネットィングし（最低一か月に一回）、一明細にまとめて決済処理すること。

【図表 2：スキーム図】



3、従来スキームとの相違点

今回の23号通知は、従来のパイロットスキームおよび試験区26号通知と比べていくつかの改善が行われています。

たとえば「幹事企業の対象が試験区から一般地域に拡大」、「外債枠集中管理の際に外債枠の一部を各社に留保することが可能に」、「外管局への月次報告表を簡素化」などといった点です。これらは従来スキームで不便であった点を改善したものと考えられます。

また、「外債、対外貸付限度枠集中を複数銀行で取り扱う場合、銀行ごとに限度額を明確化する」などといった、従来明文化されていなかった実務操作についても規範化が行われています。

経常項目決済および両替（集中決済・ネットィングを含む）のエビデンスチェックは「輸入契約書、インボイス、通関申告書（通関単）のいずれか一つ」ではなく「顧客理解、業務理解、デューデリジェンス等の原則に基づいて手続きを行う」とされています（第二十一条）。これは試験区26号通知で試験区企業に対して行われた簡素化と同様の措置ですが、取引の合法性・真実性の遵守・確認義務は従来通り企業および銀行に対し要求されますので注意が必要です。

その他の項目も含めた主な相違点比較は以下の通りです。

【図表3：従来スキームとの相違点比較①：全体項目について】

項目	23号通知（本件）	試験区26号通知	従来のパイロットスキーム
根拠規定番号	匯發[2014]23号	上海匯發[2014]26号	京匯[2012]239号、上海匯發[2012]124号等
施行日	2014年6月1日	2014年2月28日	2012年12月1日
幹事企業所在地	地域制限なし	試験区	北京、上海など一部地域
認定条件 *主要な差分のみ	グループ前年度外貨収支合計1億ドル以上等 ※地域ごとに個別の条件が別途制定される可能性有り（第七条、第三十五条）	試験区管理委員会が発行したパイロット業務資格証明を有すること （事実上、地域本部等の資格認定を取得している試験区企業が優先）	外管局のパイロット資格を事前を取得すること （事実上、難易度高い）
専用口座	国内、国際外貨資金マスター口座どちらか一方のみの開設も可（第五条） 各マスター口座開設数量制限無し（第十五条）	2口座（国内、国際外貨資金マスター口座）開設	2口座（国内、国際外貨資金マスター口座）開設
分公司の参加 （幹事企業として）	明文規定なし	明文規定なし（事実上、難易度高い）	明文規定なし（解釈は外管局により異なる）
分公司の参加 （域内メンバー企業として）	明文規定なし	可	可
スキーム取扱有効期限	明文規定なし	2年	2年
口座開設銀行制限	最大3銀行（第六条）	最大3銀行	最大2銀行など
当局報告書式	従来比簡素化	（未公布）	相対的に多数、煩雑
決済・両替時の書類審査	「顧客理解、業務理解、デューデリジェンス等の原則に基づき処理」等の規定（第二十一条）	取引種別ごとに規定あり	既存の外貨関連規定に基づき処理

【図表4：従来スキームとの相違点比較②：個別業務について】

大項目	小項目	23号通知（本件）	試験区26号通知	従来のパイロットスキーム
外債枠集中	外債枠の部分集中	部分集中可（第十八条）	明文規定なし （実質上、難易度高い）	明文規定なし （実質上、難易度高い）
	業種制限	特別な敏感業種（※）の企業は外債枠集中参加不可（第九条） ※詳細は要確認	明文規定なし	明文規定なし
対外貸付枠集中	上限額	所有者権益の50%。超過する場合個別申請（第二十条）	所有者権益の50%（規定上は超過不可）	所有者権益の30%など
両替集中	集中可能取引	経常項目、資本項目とも可（第二十二条）	経常項目、資本項目とも可	地域により差あり
ネットイング	ネットイング範囲	経常項目取引（第二十七条）	経常項目取引	貨物貿易限定

4、導入手続

(1) 前提条件（第七条）

多国籍企業は以下の条件を満たすことが要求されます。

- ① 業務上の需要を有する。
- ② 完備した外貨資金の管理フレームワーク、内部管理制度を有する。
- ③ 相応の内部管理電子システムを有する。
- ④ 前年度の外貨収支規模が1億米ドル超（外貨資金集中運営管理に参加する域内メンバー企業の合算）。
- ⑤ 直近三年で重大な外為法規違反行為がない（設立後三年未満の企業の場合、設立日以降重大な外為法規違反行為がない）。貿易外貨収支企業リストに登録された企業は、貨物貿易分類結果がA類でなければならない。
- ⑥ 外管局が規定するその他のブルーデンス管理監督条件。

(2) 外管局の分局への備案（第八条、第九条）

所在地の外管局の分局（または外貨管理部）に備案を提出します。備案にあたっての必要書類は以下の通りです（詳細は本文をご参照ください）。

- ✓ 備案申請（基本状況、参加企業リスト等）
- ✓ 関連証明資料（域内メンバー企業の営業許可証コピー、域外メンバー企業の登記証明等）
- ✓ 口座開設銀行と共同で制定した業務モデル、操作フロー等
- ✓ 外債枠集中を行う場合、参加企業リスト（各社の外債限度枠状況や集中申請額を明記）、資本項目情報システム上の照会画面を印刷したもの等
- ✓ 外管局が要求するその他の資料

(3) 外管局の備案手続完了、備案通知書発行（第十条）

外管局は完備した備案申請資料が提出されてから 20 営業日以内に備案手続を完了し、備案通知書を発行するものとされています。

(4) 専用口座の作成（第十五条）

幹事企業は外管局が発行した備案通知書を銀行に持参し、国際外貨資金マスター口座と国内外貨資金マスター口座（いずれか一方の口座のみも可）を開設します。

5、導入検討にあたっての要注意点

取扱業務の内容にもよりますが、以下のような点に相応の事前準備、事前検討が必要となります。

(1) 業務開始のハードル

23 号通知には、「前年度の外貨収支 1 億ドル超」という条件があり、この条件を満たす企業グループは限定的と考えられます。

他にも、試験区 26 号通知にあった「備案日から 20 営業日以内に外管局が不同意を示さない場合、区内企業は関連パイロット業務を取り扱うことができる」という規定が含まれておらず、代わりに「本規定および現地の実地の状況に基づき、業務開始条件細則などの操作規程を制定し、手続に基づき総局に備案した後実施する（23 号通知第三十五条）」という規定が設けられているなど、認可（備案通知書）取得に対する難易度や所要時間は未だ不透明な点が残されています。

(2) 運営管理体制の構築

取扱う業務の内容により、幹事企業とグループ企業間の外債枠、域外貸付枠の利用条件の設定と極度管理、各社の資金繰り情報の集約、売掛・買掛明細の管理、集中決済に関する取引エビデンス集中・保管管理、資金集中・配分システムの構築、ネットィングシステムの構築など、相応の事前準備が企業内で必要になることが考えられます。業務の混乱、意図しない外為規定違反、外貨資金集中運営管理の取扱資格停止という事態を招かないよう、しっかりと準備をする必要があります。

(3) 税務リスクへの対応

本件は国家外貨管理局が公布したのですが、各種業務取扱について各地の税務当局がどのような解釈を行うかは未知数です。特に関連会社間のサービスフィー設定、為替リスクや資金コストの負担方法等については移転価格税制への配慮が求められます。また幹事企業の資本規模が集中運営管理する資金額と比べて相対的に小さい場合には、過小資本税制への配慮も必要となります。

(4) その他実務運用の不透明さ

幹事企業・メンバー企業となれる条件、外債、対外貸付枠の集中時の管理運用方法等々、実務運用の詳細には多くの要確認事項が残されています。

外貨資金集中運営管理は中国現法の財務機能の幹事企業への集約による金利・為替コストの削減、資金調達・運用手段の多様化、グループ運営効率の向上やガバナンスの強化につながる可能性を秘めたスキームであり、一般地域の統括会社（投資性公司、管理性公司、財務公司など）を幹事企業とした業務展開の可能性が広がったことは多くの企業にとり朗報と考えられます。

ただし、こうした規制緩和のメリットを享受するためには、各グループ企業が実務運用にあたって関連法令・規定を遵守していることが前提となります。そのため、幹事企業を中心とした相応の内部管理体制の構築を行う必要があります。

加えてスキーム導入にあたっては、特に税務リスクへの配慮を慎重に行うことが求められます。

本件に関しては今後の実務解釈や具体的な展開状況が注目されるところであり、追加情報は随時展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p>国家外汇管理局关于印发《跨国公司外汇资金集中运营管理规定（试行）》的通知 汇发[2014]23号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：</p> <p>为满足跨国公司统筹使用境内外外汇资金需要，服务实体经济，促进贸易投资便利化，支持产业结构转型升级，探索投融资汇兑便利，国家外汇管理局制定了《跨国公司外汇资金集中运营管理规定（试行）》，现印发执行。</p> <p>国家外汇管理局 2014年4月18日</p> <p>附件 跨国公司外汇资金集中运营管理规定（试行）</p> <p style="text-align: center;">第一章 总则</p> <p>第一条 为促进贸易投资便利化，服务实体经济，制定本规定。</p> <p>第二条 跨国公司可以根据经营需要，在所在地银行开立国内外汇资金主账户，集中运营管理境内成员企业外汇资金。并可办理经常项目外汇资金集中收付汇、轧差净额结算等业务。</p> <p>第三条 跨国公司可以根据经营需要，在所在地银行开立国际外汇资金主账户，集中运营管理境外成员企业资金及从其他境外机构借入的外债资金。</p> <p>国际外汇资金主账户之间以及与境外机构境内外汇账户、境外资金往来自由。国际外汇资金主账户内资金不占用企业外债指标，但应按规定办理外债登记。</p> <p>境内银行通过国际外汇资金主账户吸收的存</p>	<p>国家外貨管理局による『多国籍企業外貨資金集中運営管理規定（試行）』公布に関する通知 匯發[2014]23号</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、廈門、寧波市分局：</p> <p>多国籍企業の域内外の外貨資金総合管理の需要を満たし、実体経済に貢献し、貿易投資の利便性を促進し、産業構造のモデル転換、レベルアップを支持し、投融資決済両替の利便性向上を模索するため、国家外貨管理局は『多国籍企業外貨資金集中運営管理規定（試行）』を制定し、ここに公布、執行する。</p> <p>国家外貨管理局 2014年4月18日</p> <p>附属資料 多国籍企業外貨資金集中運営管理規定（試行）</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第一条 貿易投資の利便性を促進し、実体経済に貢献するため、本規定を制定する。</p> <p>第二条 多国籍企業は経営ニーズに基づき、所在地の銀行で国内外貨資金マスター口座を開設し、域内メンバー企業の外貨資金を集中運営管理できる。あわせて經常項目外貨資金集中決済、ネットィング決済等の業務を取扱できる。</p> <p>第三条 多国籍企業は経営ニーズに基づき、所在地の銀行で国際外貨資金マスター口座を開設し、域外メンバー企業の資金およびその他の域外機構から借り入れた外債資金を集中運営管理できる。</p> <p>国際外貨資金マスター口座間および域外機構域内外貨口座、域外資金との資金振替は自由である。国際外貨資金マスター口座内の資金は企業の外債指標を使用しないが、規定に基づいて外債登記の手続を行わなければならない。</p>

款可在不超过 10%的额度内境内运用；在占用短期外债余额指标的前提下，可将国际外汇资金主账户吸收存款中超过 10%的部分境内运用。

第四条 国内外汇资金主账户与国际外汇资金主账户之间净融入额不得超过境内成员企业集中的外债额度，净融出额不得超过境内成员企业集中的对外放款额度。

第五条 跨国公司可以根据经营需要，同时开立国内、国际外汇资金主账户，也可以选择开立其中任何一个账户。

同时开立国内、国际外汇资金主账户的，外债、对外放款融出资金应经由国际外汇资金主账户办理；仅开立国内外汇资金主账户的，外债、对外放款融出资金可在第四条规定额度内由境外直接进出国内外汇资金主账户；仅开立国际外汇资金主账户的，外债、对外放款通过该账户办理。

跨国公司、银行应做好额度控制，确保任一时点外债、对外放款融出资金不超过规定额度。

第六条 开户银行应为近三年执行外汇管理规定年度考核 B 类及以上的银行。主办企业原则上选择不超过 3 家境内具有结售汇业务资格的银行作为办理资金集中运营管理业务的开户银行，开户银行依据本规定对相关账户交易进行操作和管理。

开户银行办理资金集中运营管理业务后考核等次为 B（不含）以下的，可以继续办理原有相应业务。

域内銀行は国際外貨資金マスター口座が吸収した預金を域内において 10%を超えない限度内で運用することができる。短期外債残高指標を使用する前提のもと、国際外貨資金マスター口座が吸収した預金のうち 10%超過部分を域内で運用することができる。

第四条 国内外貨資金マスター口座と国際外貨資金マスター口座の間のネット入金額は域内メンバー企業の集中した外債限度額を超過してはならず、ネット出金額は域内メンバー企業の集中した対外貸付限度額を超過してはならない。

第五条 多国籍企業は経営ニーズに基づき、国内、国際外貨資金マスター口座を同時に開設してよく、両者のうちいずれか 1 つの口座を選択して開設してもよい。

同時に国内、国際外貨資金マスター口座を開設する場合、外債、対外貸付の入出金は国際外貨資金マスター口座を経由して取り扱わねばならない。国内外貨資金マスター口座のみを開設する場合は、外債、対外貸付の入出金は第四条に規定の限度内で域外から直接国内外貨資金マスター口座に対し入出金してよい。国際外貨資金マスター口座のみを開設する場合は、外債、対外貸付の入出金は当該口座を経由して取り扱わねばならない。

多国籍企業と銀行は限度額コントロールをしっかりと行い、いかなる時点においても外債、対外貸付の入出金が規定限度を超えない状態を確保しなければならない。

第六条 口座開設銀行は直近 3 年に執行された外貨管理規定年度検査評定において B 類およびそれ以上の銀行でなければならない。幹事企業は原則として 3 行を超えない域内の為替両替業務資格を保有する銀行を資金集中管理業務の口座開設銀行として選択し、口座開設銀行は本規定に基づき関連口座取引について操作と管理を行う。

口座開設銀行は資金集中運営管理業務取扱後の評定にて B 類以下（B 類を含まない）となった場合、従来取り扱っていた関連業務を継続してよい。

第二章 业务备案

第七条 满足以下条件的跨国公司，可根据经营需要开立国内、国际外汇资金主账户：

- (一) 具备真实业务需求；
- (二) 具有完善的外汇资金管理架构、内控制度；
- (三) 建立相应的内部管理电子系统；
- (四) 上年度外汇收支规模超过1亿美元（参加外汇资金集中运营管理的境内成员企业合并计算）；
- (五) 近三年无重大外汇违法违规行爲（成立不满三年的企业，自成立之日起无重大外汇违法违规行爲）。贸易外汇收支企业名录内企业，货物贸易分类结果应为A类；
- (六) 外汇局规定的其他审慎监管条件。

第八条 主办企业开立国内、国际外汇资金主账户应向所在地外汇分局、外汇管理部（以下简称分局）备案，提交以下材料：

- (一) 备案申请。包括跨国公司基本情况，业务需求；主办企业基本情况，参与企业名单、股权结构；跨国公司对主办企业的授权书等。选择经常项目外汇资金集中收付汇、轧差净额结算业务的，还需列表说明参与的境内外成员企业名单，包括名称、组织机构代码、注册地等。
- (二) 相关证明材料。包括加盖主办企业公章的主办企业及境内成员企业营业执照；金融业务许可证及经营范围批准文件（财务公司需提供）；境外成员企业只需提供注册证明。
- (三) 企业与开户银行联合制定的业务模式、操作流程、内控制度、组织架构、系统建设、风险控制措施、数据监测方式以及技术服务保障方案等；经签署的《跨国公司外汇资金集中运营管理业务办理确认书》（见附1）；选择2家以上（含）开户银行的，应明确外债、对外

第二章 業務備案

第七条 以下の条件を満たす多国籍企業は、経営ニーズに基づき国内、国際外貨資金マスター口座を開設してよい。

- (一) 業務上の需要を有する。
- (二) 完備した外貨資金の管理フレームワーク、内部管理制度を有する。
- (三) 相応の内部管理電子システムを有する。
- (四) 前年度の外貨収支規模が1億米ドル超（外貨資金集中運営管理に参加する域内メンバー企業の合算）。
- (五) 直近3年で重大な外為法規違反行爲がない（設立後3年未満の企業の場合、設立日以降重大な外為法規違反行爲がない）。貿易外貨収支企業リストに登録された企業は、貨物貿易分類結果がA類でなければならない。
- (六) 外管局が規定するその他のプルーデンス管理監督条件。

第八条 幹事企業が国内、国際外貨資金マスター口座を開設する場合、所在地の外管局の分局、外貨管理部（以下、分局という）に備案を行い、以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 備案申請。多国籍企業の基本状況、業務ニーズを含む。幹事企業の基本状況、参加企業リスト、株主構成。多国籍企業の幹事企業に対する授權書等。經常項目外貨資金の集中決済、ネットィング決済業務を選択する場合、加えて名称、組織機構コード、登記地等を含む域内外メンバー企業のリストを表形式で提出すること。
- (二) 関連証明資料。幹事企業の公章を押印した幹事企業および域内メンバー企業の営業許可証。金融業務許可証および経営範囲批准文書（財務公司の場合提供必要）。域外メンバー企業は登記証明のみ提供する必要あり。
- (三) 企業と口座開設銀行が共同で制定した業務モデル、操作フロー、内部管理制度、組織フレームワーク、システム構築、リスクコントロール措置、データモニタリング方式および技術サービスサポートプラン等。署名済の「多国籍企業外貨資金集中運営管理業務取扱

放款集中额度在各家开户银行的具体分配。

(四) 外汇局要求提供的其他材料。

第九条 主办企业首次申请集中外债额度时应提交以下材料：

(一) 申请书，应列表说明参加外债额度集中的成员企业名称、组织机构代码、注册地、每家成员企业可用外债额度、已登记外债签约额及提款额、集中的外债额度。

(二) 参与集中或者部分集中外债额度的成员企业的资本项目信息系统外债业务查询中的尚可借债额、外债签约登记列表及外债业务条线查询列表信息打印界面。

特殊敏感行业不得参与及共享归集的外债额度。

第十条 外汇局应在主办企业提交完整的备案申请材料之日起二十个工作日内完成备案手续并出具备案通知书。备案通知书应包含外债、对外放款资金融入额度等。

第十一条 主办企业为财务公司的，应当遵守行业主管部门规定，并将跨国公司外汇资金集中运营管理业务和其他业务（包括自身资产负债业务）分账管理。

第十二条 业务办理期间开户银行、主办企业、成员企业等发生变更的，应提前一个月向分局变更备案。

开户银行变更的，应提交以下材料：

(一) 变更开户银行申请。主要包括：变更开户银行的原因，拟选择的开户银行，原账户余额的处理方式等。

(二) 拟新开户银行业务模式、操作流程、内控制度、组织架构、系统建设、风险控制措施、

確認書」(付属資料1)。2行以上(2行を含む)の銀行で口座開設する場合、外債、対外貸付の集中限度額の各口座開設銀行での具体的な配分を明確にしなければならない。

(四) 外管局が提供を要求するその他の資料。

第九条 幹事企業が最初に外債限度枠の集中を申請する場合は以下の資料を提出しなければならない。

(一) 申請書。外債限度集中に参加するメンバー企業の名称、組織機構コード、登記地、各メンバー企業の利用可能外債限度額、登記済の外債契約額および引出額、集中する外債限度額をリスト形式で説明しなければならない。

(二) 外債限度を集中あるいは部分的に集中するメンバー企業の資本項目情報システム外債業務照会内の借入可能外債額、外債登記契約リストおよび外債業務オンライン照会リストの情報画面を印刷したもの。

特別な敏感業種は外債限度の集中に参加および共有することができない。

第十条 外管局は幹事企業が完備した備案申請資料を提出した日から起算して20営業日以内に備案手続を完成させ、あわせて備案通知書を発行しなければならない。備案通知書には外債、対外貸付資金の入出金限度額等を含まねばならない。

第十一条 幹事企業が財務公司の場合、事業主管部門の規定を遵守し、あわせて多国籍企業外貨資金集中运营管理業務とその他業務(自らの資産負債業務を含む)を別口座で管理しなければならない。

第十二条 業務取扱期間に口座開設銀行、幹事企業、メンバー企業等に変更がある場合、一ヶ月前までに分局に変更備案を提出しなければならない。

口座開設銀行を変更する場合、以下の資料を提出しなければならない。

(一) 口座開設銀行変更申請。以下の内容を含む：口座開設銀行変更理由、口座開設予定銀行、元の口座残高の処理方式等。

(二) 口座開設予定銀行の業務モデル、操作フロー、

数据监测方式以及技术服务保障方案等。

(三) 加盖银行业务公章的原账户余额对账单。

(四) 经签署的《跨国公司外汇资金集中运营管理业务办理确认书》。

(五) 外汇局要求的其他材料。

成员企业、主办企业外债和对外放款额度、业务种类变更的，除参照第八、九条提交材料外，还应提交备案通知书复印件。

第十三条 主办企业货物贸易分类结果降为 B、C 类，根据违规情节轻重，外汇局将通知跨国公司变更主办企业并重新提交申请材料，或取消主办企业业务资格；其他成员企业货物贸易分类结果降为 B、C 类，主办企业应终止其业务，并向外汇局进行成员企业变更备案。

第十四条 主办企业存在外汇违规行为的，自处罚生效之日起，取消主办企业业务资格；成员企业存在外汇违规行为，自处罚生效之日起，取消该成员企业参与业务资格。

第三章 国内、国际外汇资金主账户管理

第十五条 主办企业应持备案通知书到银行开立国内和（或）国际外汇资金主账户。国内和国际外汇资金主账户可以是多币种账户，允许日间及隔夜透支；透支资金只能用于对外支付，收到外汇资金后应优先偿还透支款。根据业务需要，该账户项下可设立分账户。

国内外汇资金主账户和国际外汇资金主账户开户数量不予限制，但应符合审慎监管要求。

内部管理制度、組織フレームワーク、システム構築、リスクコントロール措置、データモニタリング方式および技術サービスサポートプラン等。

(三) 銀行業務印押印済の元の口座の残高ステートメント。

(四) 署名済の「多国籍企業外貨資金集中運営管理業務取扱確認書」。

(五) 外管局が要求するその他の資料。

メンバー企業、幹事企業の外債と対外貸付限度額、業務種類を変更する場合、第八条、第九条の提出資料を参照するほか、備案通知書のコピーを提出しなければならない。

第十三条 幹事企業の貨物貿易決済の企業分類ランクが B、C 類に格下げとなった場合、違反の状況と軽重に基づき、外管局は多国籍企業へ幹事企業を変更し再び申請資料を提出するよう通知する、或いは幹事企業の業務資格を取り消す。その他のメンバー企業の貨物貿易分類結果が B、C 類に格下げとなった場合、幹事企業はその業務を終止し、外管局へメンバー企業変更備案を提出しなければならない。

第十四条 幹事企業に外為法規違反行為があった場合、処罰が効力を発する日より幹事企業の業務資格を取り消す。メンバー企業に外為法規違反行為があった場合、処罰が効力を発する日よりそのメンバー企業の業務参加資格を取り消す。

第三章 国内外貨資金マスター口座管理

第十五条 幹事企業は備案通知書を銀行に持参して国内および（或いは）国際外貨資金マスター口座を開設しなければならない。国内および国際外貨資金マスター口座はマルチ通貨口座とすることが可能で、日中およびオーバーナイトの当座貸越枠を設定できる。当座貸越資金は対外支払のみに使用することができ、外貨資金が入金されたときには優先的に当座貸越を返済しなければならない。業務ニーズに基づき、当該口座の下にサブ口座を設置してもよい。

<p>第十六条 国内外汇资金主账户收支范围。</p> <p>(一) 收入范围</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、境内成员企业从境外直接获得的经常项目外汇收入； 2、境内成员企业经常项目外汇账户、资本金账户、资产变现账户、再投资专用账户、外债账户划入； 3、规定额度内由国际外汇资金主账户划入的从境外借入的外债和偿还的对外放款本息； 4、购汇存入（经常项目项下对外支付购汇所得资金、对外放款或购汇偿还外债资金）； 5、理财产品的本息； 6、外汇局核准的其他收入。 <p>同一跨国公司未开立国际外汇资金主账户的，国内外汇资金主账户收入范围还包括规定额度内从境外借入的外债资金或者收回的对外放款本息。</p> <p>跨国公司向境内存款性金融机构借入的外汇贷款不得进入国内资金主账户（用于归还外债、对外放款等项下外汇贷款除外）。</p> <p>(二) 支出范围</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、境内成员企业向境外的经常项目外汇支出； 2、向境内成员企业经常项目外汇账户、资本金账户、资产变现账户、再投资专用账户、外债账户划出； 3、规定额度内向国际外汇资金主账户划出的对外放款和偿还的外债本息； 4、结汇； 5、理财产品本金划出； 6、交纳外币存款准备金； 7、外汇局核准的其他支出。 	<p>国内外貨資金マスター口座と国際外貨資金マスター口座の口座開設数量には制限を設けないが、プルーデンス監督管理の要求に合致しなければならない。</p> <p>第十六条 国内外貨資金マスター口座收支範囲。</p> <p>(一) 収入範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.域内メンバー企業が域外から直接取得する經常項目外貨収入。 2.域内メンバー企業の經常項目外貨決済口座、資本金口座、資産現金化口座、再投資専用口座、外債口座からの振替。 3.規定限度額内で国際外貨資金マスター口座から振り替える域外から借り入れた外債と対外貸付返済の元利金。 4.外貨両替した資金の預入（經常項目下で対外支払のために外貨転した資金；対外貸付或いは外貨両替し外債返済する資金）。 5.理財商品の元利金。 6.外管局が批准したその他収入。 <p>同一多国籍企業が国内外貨資金マスター口座を開設していない場合、国内外貨資金マスター口座の収入範囲にはさらに規定限度額内で域外から借り入れた外債もしくは対外貸付返済の元利金を含む。</p> <p>多国籍企業が域内の預金性金融機構から借り入れる外貨借入金は国内外貨資金マスター口座に入金してはならない（外債返済、対外貸付などの項目下で用いる外貨貸付を除く）。</p> <p>(二) 支出範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.域内メンバー企業の域外に対する經常項目外貨支出。 2.域内メンバー企業の經常項目外貨口座、資本金口座、資産現金化口座、再投資専用口座、外債口座への振替。 3.規定限度額の範囲内で国際外貨資金マスター口座へ振替える対外貸付および外債の返済元利金。 4.人民元両替。 5.理財商品の元金払い出し。 6.外貨預金準備金の支払。 7.外管局が批准したその他支出。
--	--

同一跨国公司未开立国际外汇资金主账户的，国内外汇资金主账户支出范围还包括规定额度内对外放款和偿还的外债本息。

第十七条 跨国公司集中的外债额度=参与集中的境内成员企业外债额度-参与集中的境内成员企业已登记中长期外债签约额-参与集中的境内成员企业已登记短期外债未偿余额-参与部分集中的境内成员企业保留的外债额度。

第十八条 主办企业可以集中成员企业全部外债额度，也可以集中部分外债额度。

主办企业集中全部外债额度的，自递交申请之日起，成员企业不得自行举借外债。集中部分外债额度的，所余外债额度仍按照现行外债管理规定办理。具体管理办法由主办企业所在地外汇局与所涉外汇局核实后商主办企业及其开户银行制定，且所涉外汇局之间应按季度核对外债数据。

第十九条 主办企业通过国际外汇资金主账户从境外融入的外汇资金需办理外债登记。外债登记实行分债权人分币种填报，即企业对每个境外债权人的每个币种的负债视为一笔外债。企业在办理与外债提款、还本付息相关的业务时，应准确进行国际收支申报，并在“外汇局批件号/备案表号/业务编号”中准确填写相应的业务编号。主办企业应在签订外债合同后15个工作日内且在首笔外债资金入账前，到外汇局办理签约登记手续，外债变更登记按现行规定办理。

同一跨国公司未开立国际外汇资金主账户的，国内外汇资金主账户借入外债资金，在规定的额度内按前款规定办理。

同一多国籍企業が国際外貨資金マスター口座を開設していない場合、国内外貨資金マスター口座の支出範囲にはさらに規定限度額内の対外貸付と外債返済元利金を含む。

第十七条 多国籍企業が集中する外債限度額=集中に参加する域内メンバー企業の外債限度額-集中に参加する域内メンバー企業の既に登記済の中長期外債の契約額-集中に参加する域内メンバー企業の既に登記済の短期外債の未返済残高-部分集中に参加する域内メンバー企業が留保する外債限度。

第十八条 幹事企業はメンバー企業の全ての外債限度を集中してよく、一部の外債限度を集中してもよい。

幹事企業が全ての外債限度を集中する場合、申請を提出した日以降、メンバー企業はみずから外債を借り入れることはできない。外債限度を部分集中する場合、その残りの外債限度は引き続き現行の外債管理规定に基づいて取り扱う。具体的な管理方法は幹事企業所在地外管局と本件に関連する外管局が照合確認を行った後、幹事企業と口座開設銀行と相談の上制定し、あわせて関連する外管局の間で四半期ごとに外債データを照合する。

第十九条 幹事企業が国際外貨資金マスター口座を通じて域外から借り入れる外貨資金は外債登記を行わなければならない。外債登記は域外債権者ごと、幣種ごとに記入し、すなわち企業の債権者ごと、幣種ごとの負債を一明細の外債と見做す。企業は外債の引き出し、元利金返済関連の業務を取り扱う際、正確に国際收支申告を行い、合わせて「外管局批准番号/備案表番号/業務番号」内に対応する業務番号を正確に記入すること。幹事企業は外債契約を締結後15営業日以内かつ最初の外債を口座入金する前に、外管局において契約登記管理手続きを行う。外債登記変更登記は現行の規定に基づいて取扱う。

同一多国籍企業が国際外貨資金マスター口座を開設していない場合、国内外貨資金マスター口座が借り入れた外債資金は、規定限度額内で前項に従い取扱う。

第二十条 跨国公司对外放款，遵循现行外汇管理程序办理。对外放款额度超过境内成员企业所有者权益 50% 的，可以向分局申请。分局按规定程序集体讨论决定。

第二十一条 国内外汇资金主账户与境外经常项目收付以及结售汇，包括集中收付汇和轧差净额结算等，由经办银行按照“了解客户”、“了解业务”、“尽职审查”等原则办理相关手续。对于资金性质不明确的，银行应当要求主办企业提供相关单证。服务贸易等项目对外支付仍需按规定提交税务备案表。

银行、主办企业应当分别留存相关单证 5 年备查。

第二十二条 国内外汇资金主账户可集中办理经常项下、直接投资、外债和对外放款项下结售汇。

企业归集至主办企业的外商直接投资项下外汇资金（包括外汇资本金、资产变现账户资金和境内再投资账户资金）、外债资金在国内外汇资金主账户内按照意愿结汇方式办理结汇手续，结汇所得人民币资金划入主办企业对应开立的人民币专用存款账户（资本项目—结汇待支付账户），可在各成员企业经营范围内审核真实性后直接支付。银行留存相关单证 5 年备查。

企业及开户银行应及时准确地报送结汇和支付数据至外汇局相关业务信息系统。银行应参照《国家外汇管理局关于资本项目信息系统试点及相关数据报送工作的通知》（汇发[2012]60号）附件 4《外汇账户数据采集规范（1.1 版）》的要求报送人民币专用存款账户的开关户及收支余信息，人民币专用存款账户的账户性质代码为 2113，账户性质名称为“资本项目—结汇待支付账户”。银行应参照《国家外汇管理局关于做好调整境内银行涉外收付凭证及相

第二十条 多国籍企業の対外貸付は現状の外貨管理のルールを順守して取扱う。対外貸付の限度が域内メンバー企業の所有者権益の 50% を超える場合には、分局に申請することができる。分局は規定の手順に従い集団討論を行って決定する。

第二十一条 国内外貨資金マスター口座と域外の經常項目の決済および人民元両替、外貨両替は、集中決済とネットィング決済も含め、銀行において「顧客を理解する」「業務を理解する」「デューデリジェンス」等の原則に基づいて関連手続きを行う。資金の性質が不明確なものについては、銀行は幹事企業に関連エビデンスの提供を要求しなければならない。サービス貿易等の項目下の対外支払いは引き続き規定に従い、税務備案表を提出しなければならない。

銀行と幹事企業はそれぞれ関連エビデンスを 5 年間保存し、検査に備えなければならない。

第二十二条 国内外貨資金マスター口座は經常項目下、直接投資、外債および対外貸付項目下の人民元両替、外貨両替の集中取扱を行ってよい。

企業が幹事企業に集中した外商直接投資項目下の外貨資金（外貨資本金、資産現金化口座資金と域内再投資口座資金を含む）、外債資金は国内外貨資金マスター口座内で任意に人民元両替手続を行い、人民元転で得た人民元資金を幹事企業が本件に対応して開設した人民元専用預金口座（資本項目—人民元転支払待口座）に入金し各メンバー企業の経営範囲内で真実性を確認した後直接対外支払いを行ってよい。銀行は関連エビデンスを検査に備え 5 年間保管する。

企業および口座開設銀行は遅滞無く正確に人民元両替と収支データを外管局の関連業務情報システムに報告する。銀行は『国家外貨管理局による資本項目情報システムパイロットおよび関連データ報告業務に関する通知』（匯發[2012]60号）附属資料 4『外貨口座データ収集規範（1.1 版）』の要求を参照し、人民元専用預金口座の口座開設・閉鎖および収支残高の情報を報告する。人民元専用預金口座の性質コードは 2113、口座性質名称は「資本項目—人民元転支払待口座」。銀行は『国家外貨管理局による銀行の支払証憑および

关信息报送准备工作的通知》(汇发[2011]49号)的要求,通过境内收付款凭证,报送人民币专用存款账户与其他境内人民币账户之间的收付款信息。

外商直接投资项下外汇资金和外债资金结汇用途应遵守现行外汇管理规定,不得用于以下用途:

(一) 不得直接或间接用于企业经营范围和外债资金指定用途范围之外或国家法律法规禁止的支出;

(二) 除法律法规另有规定外,不得直接或间接用于证券和衍生产品投资;

(三) 不得直接或间接用于发放人民币委托贷款(经营范围许可的除外)、偿还企业间借贷(含第三方垫款)以及偿还已转贷予第三方的银行人民币贷款;

(四) 除外商投资房地产企业外,不得用于支付购买非自用房地产的相关费用。

主办企业为财务公司的,成员企业可申请在财务公司办理上述结售汇业务,也可由主办企业以其名义在银行办理结售汇业务。财务公司为成员企业办理结售汇业务应当具备结售汇业务资格,并按规定向外汇局报送结售汇数据。

第二十三条 开户银行或财务公司应按规定向外汇局报送国际外汇资金主账户(代码为“3600”)和国内外汇资金主账户(代码为“3601”)信息。

第二十四条 国内、国际外汇资金主账户的跨境资金收付均应按照《国家外汇管理局关于印发〈通过金融机构进行国际收支统计申报业务操作规程〉的通知》(汇发[2010]22号)中关于跨境资金收付的国际收支申报要求进行申报。国内、国际外汇资金主账户与境内非居民

関連情報の報告準備業務を適切に調整することに関する通知(匯発[2011]49号)』の要求を参照し、国内収支のエビデンスを通じて、人民元専用預金口座とその他域内人民元口座の間の収支情報を報告しなければならない。

外商直接投資項目下の外貨資金と外債資金の人民元両替用途については現行の外貨管理規定を遵守し、以下の用途に用いてはならない。

(一) 直接あるいは間接に企業の経営範囲あるいは外債資金の指定用途範囲外あるいは国家法律法規が禁止した支出に用いてはならない。

(二) 法律法規に別途規定がある場合を除き、直接あるいは間接に証券投資とデリバティブ商品投資に用いてはならない。

(三) 直接あるいは間接に人民元委託貸付の実行(経営範囲許可があるものを除く)、企業間貸付(第三者立替を含む)の返済およびすでに第三者に転貸した銀行からの人民元借入の返済に用いてはならない。

(四) 外商投資不動産企業を除き、自家用以外の不動産購入関連費用の支払いに用いてはならない。

幹事企業が財務公司である場合、メンバー企業は財務公司に上述の人民元転・外貨転業務の取扱を申請してもよく、幹事企業を経由しその名義の下で銀行で人民元転・外貨転業務を取り扱ってもよい。財務公司がメンバー企業のために人民元転・外貨転業務を取扱う場合には人民元両替・外貨両替業務資格を保有している必要があり、あわせて規定に基づき外管局に両替データを報告しなければならない。

第二十三条 口座開設銀行あるいは財務公司は規定に基づいて外管局に国際外貨資金マスター口座(番号は3600)と国内外貨資金マスター口座(番号は3601)の情報を報告しなければならない。

第二十四条 国内、国際外貨資金マスター口座のクロスボーダー資金決済はすべて『国家外貨管理局による「金融機構を通じて行う国際収支統計申告の業務操作規程」を公布することに関する通知』(匯発[2010]22号)中のクロスボーダー資金収支に関する国際収支申告の要求に基づいて申告を行わねばならない。国内、

间的资金收付，应按照《国家外汇管理局关于明确和调整国际收支统计申报有关事项的通知》（汇发[2011]34号）中关于境内居民与境内非居民间交易的要求进行申报。有关国内外汇资金主账户经常项目集中收付汇和轧差净额结算的国际收支申报执行本规定第三十一条。

第二十五条 国内外汇资金主账户和国际外汇资金主账户之间的资金划转无需进行国际收支申报，但应按照《国家外汇管理局关于做好调整境内银行涉外收付凭证及相关信息报送准备工作的通知》（汇发[2011]49号）、《国家外汇管理局关于启用境内银行涉外收付凭证及明确有关数据报送要求的通知》（汇发[2012]42号）和《国家外汇管理局关于发布〈金融机构外汇业务数据采集规范（1.0版）〉的通知》（汇发[2014]18号）关于境内居民之间资金划转要求报送有关数据。

第二十六条 主办企业为财务公司的，应按照《国家外汇管理局综合司关于加强金融机构对外资产负债和损益申报及升级报送系统的通知》（汇综发[2012]145号）和《国家外汇管理局关于印发〈对外金融资产负债及交易统计制度〉的通知》（汇发[2013]43号）的规定进行申报。其中，通过国际外汇资金主账户集中运营管理的境外成员企业资金或从境外借入资金均应申报为主办企业的对外负债。

第四章 经常项目集中收付汇和轧差净额结算业务管理

第二十七条 集中收付汇是指主办企业通过国内外汇资金主账户集中代理境内成员企业办理经常项目外汇收支。

轧差净额结算是指主办企业通过国内外汇资金主账户集中核算其境内外成员企业经常项目项下外汇应收应付资金，合并一定时期内外

国际外货资金マスター口座と域内非居住者との間の資金受払は、『国家外貨管理局による国際収支統計報告を明確化し調整することに関する通知』（匯発[2011]34号）中の域内居住者と域外非居住者間の取引に関する要求に基づき申告を行わねばならない。国内外貨資金マスター口座經常項目集中決済とネットィング決済に関連する国際収支申告は本規定第三十一条にて執行する。

第二十五条 国内外貨資金マスター口座と国際外貨資金マスター口座間の資金振替は国際収支申告を行う必要はないが、『国家外貨管理局による銀行の支払証憑および関連情報の報告準備業務を適切に調整することに関する通知』（匯発[2011]49号）、『国家外貨管理局による域内銀行の涉外決済エビデンスの使用および関連データ報告要求の明確化に関する通知』（匯発[2012]42号）と『国家外貨管理局による「金融機構外貨業務データ収集規範（1.0版）」の通知』（匯発[2014]18号）の国内居住者間の外貨振替に関する要求に基づき関連データの報告を行う。

第二十六条 幹事企業が財務公司の場合、『国家外貨管理局総合司による金融機構対外資産負債と損益報告および報告システムのアップグレードに関する通知』（匯綜発[2012]145号）と『国家外貨管理局の「対外金融資産および取引統計制度」の公布に関する通知』（匯発[2013]43号）の規定を参照して申告を行わねばならない。そのうち、国際外貨資金マスター口座を通じて集中運営管理する域外メンバー企業或いは域外借入資金はすべて幹事企業の対外負債として申告しなければならない。

第四章 經常項目集中決済とネットィング決済業務管理

第二十七条 集中決済とは幹事企業が国内外貨資金マスター口座を通じて域内メンバー企業を集中代理により經常項目外貨収支を行うことをいう。

ネットィング決済とは幹事企業が国内外貨資金マスター口座を通じて域内外メンバー企業の經常項目下の外貨売掛金、買掛金を集中して計算し、一定の期間

汇收付交易为单笔外汇交易的操作方式。原则上每个自然月轧差净额结算不少于1次。

第二十八条 境内成员企业办理货物贸易集中收付汇或货物贸易轧差净额结算时，应按规定办理“贸易外汇收支企业名录”登记手续（主办企业为财务公司除外），并按货物贸易外汇管理规定及时、准确通过货物贸易外汇业务监测系统（企业端）进行贸易信贷、贸易融资等业务报告。

第二十九条 主办企业可以根据境内成员企业真实合法的进口付汇需求提前购汇存入国内外汇资金主账户。

对于退汇日期与原收、付款日期间隔在180天（不含）以上或由于特殊情况无法按规定办理原路退汇的，主办企业应当到外汇局办理货物贸易外汇业务登记手续，并提供书面申请、原收入/支出申报单证、原进/出口合同、退汇合同等。

第三十条 境内成员企业按照《货物贸易外汇管理指引》及其实施细则规定，需凭《货物贸易外汇业务登记表》办理的业务不得参加集中收付汇和轧差净额结算，按现行规定办理。

第三十一条 办理经常项目集中收付款或轧差净额结算应按以下要求进行国际收支申报：

主办企业应对两类数据进行国际收支统计申报。一类是集中收付款或轧差净额结算时主办企业的实际收付款数据（以下简称实际收付款数据）；另一类是逐笔还原集中收付或轧差净额结算前各成员企业的原始收付款数据（以下简称还原数据）。

实际收付款数据不为零时，主办企业应通过

内の外貨決済取引を一明細の外貨取引に一本化する操作方法を指す。原則、毎暦月ごとにネットィング決済は一回以上行わなければならない。

第二十八条 域内メンバー企業は貨物貿易集中決済あるいは貨物貿易ネットィング決済を行う際、規定に基づき“貿易外貨収支企業リスト”の登記手続を行わなければならない（財務会社が幹事企業となる場合は除外する）。企業は貨物貿易項目下取引について規定に従い遅滞なく正確に貨物貿易外貨業務モニタリングシステム（企業ターミナル）を通じて貿易与信、貿易融資等の業務報告を行わねばならない。

第二十九条 区内企業は域内メンバー企業の真実合法的な輸入代金支払の需要に基づいて事前に外貨両替を行い、資金を国内外貨資金マスター口座に入金してよい。

返金日と元々の収入、支払日の間隔が180日を超過（180日を含まない）している、或いは特別な事情により規定に従って元のルートによる返金ができない場合、幹事企業は外管局で貨物貿易外貨業務登記手続を行い、あわせて書面申請、当初の収入/支出申告書、当初の輸入/輸出契約、返金契約等を提出しなければならない。

第三十条 域内メンバー企業は『貨物貿易外貨管理ガイドライン』およびその実施操作細則を参照し、『貨物貿易外貨業務登記表』に基づき取り扱わねばならない業務を集中決済およびネットィング決済に含むことはできず、現行規定により処理する。

第三十一条 經常項目集中決済あるいはネットィング決済は以下の要求に基づいて国際收支申告を行わねばならない。

幹事企業は2種類のデータにより国際收支統計申告を行わねばならない。1種類は集中決済あるいはネットィング決済時に幹事企業が実際に決済を行うデータ（以下、実際の決済データという）、もう1種類は集中決済あるいはネットィング決済を行う前の各メンバー企業の元々の決済データ（以下、元データという）

办理实际对外收付款交易的境内银行进行申报, 境内银行应将实际收付款信息交易编码标记为“999999”。实际收付款数据为零时(轧差净额结算为零), 主办企业应虚拟一笔结算为零的申报数据, 填写《境外汇款申请书》, 收付款人名称均为主办企业, 交易编码标记为“999998”, 国别为“中国”, 其他必输项可视情况填报或填写“N/A”(大写英文字母)。境内银行应在其实际对外收付款之日(轧差净额结算为零时为轧差结算日或会计结算日)(T)后的第1个工作日(T+1)中午12:00前, 完成实际数据的报送工作。

对还原数据的申报, 主办企业应按照实际对外收付款的日期(轧差净额结算为零时为轧差结算日或会计结算日)确认还原数据申报时点(T), 并根据全收全支原则, 以境内成员企业名义, 向实际办理或记账处理对外收付款业务的银行提供还原数据的基础信息和申报信息, 使其至少包括国际收支统计申报的所需信息。境内银行应在上述还原数据申报时点(T)后的第1个工作日(T+1)中午12:00前, 完成还原数据基础信息的报送工作; 第5个工作日(T+5)中午12:00前, 完成还原数据申报信息的报送工作。

申报单号码由发生实际收付款的银行编制, 交易编码按照实际交易性质填报。境内银行应将还原数据的“银行业务编号”填写为所对应的对外实际收付数据的申报号码, 以便建立集中收付数据与还原数据间的对应关系。境内银行应为主办企业提供申报渠道等基础条件, 并负责将还原数据的基础信息和申报信息传送到外汇局。

である。

実際の決済データがゼロでないとき、幹事企業は実際に對外決済を行った域内銀行を通じて申告を行い、域内銀行は実際に決済を行った取引コードを「999999」と表記しなければならない。実際の決済データがゼロ(ネットイング差額がゼロ)の場合には、幹事企業は一明細の決済金額をゼロとした申告データを仮設定し、決済人名をいずれも幹事企業、取引コードを「999998」、国別を「中国」、その他入力必要項目を状況に応じて記入或いは「N/A(英文大文字)」と記入した「域外決済申請書」を記入しなければならない。域内銀行は実際の對外決済日(ネットイング決済の結果がゼロの場合、ネットイング計算日または会計決算日)後の翌営業日(T+1)の正午12時前に、実際の決済データと元データの報告送付業務を完了しなければならない。

元データの申告は、幹事企業は実際の對外決済日(ネットイング決済の結果がゼロの場合、ネットイング計算日または会計決算日)に元データ申告時点(T)を確認し、あわせて全收全支の原則に基づき、域内メンバー企業の名義で、実際に對外決済業務の取扱いあるいは記帳処理を行う銀行に対して元データの基礎情報と申告情報を提供しなければならない。域内銀行は上記の元データ申告時点(T)後の次の営業日(T+1)の正午12時まで、元データの基礎情報の報告業務を完了しなければならない。5営業日後(T+5)の正午12時まで、元データの申告情報の報告業務を完了しなければならない。

申告書の番号は実際の決済を行った銀行が採番し、取引コードは実際の取引の性質に基づいて記入する。域内銀行は元データの「銀行業務コード」を対応する実際の對外決済データの申告番号に照らして記入し、集中決済データと元データの間の対応関係付けを行いやすいようにする。域内銀行は幹事企業に対して申告ルートなどのインフラ条件を提供せねばならず、あわせて元データの基礎情報と申告情報の外管局への伝送に責任を負う。

第五章 监督管理

第三十二条 主办企业应认真按照本规定及外汇局备案通知书内容开展业务。业务开展期间,相关事项发生变更的,应按要求及时向外汇局变更备案。

主办企业及成员企业应严格按照规定向银行申报跨境资金收付性质,办理国际收支统计申报。

第三十三条 开户银行对跨国公司外汇资金集中运营管理业务及提交的材料,做好真实性和合规性审核;对其相关外汇资金变动,做好相应登记备案;对资金流动,做好监测、审核和额度管理。

第三十四条 开户银行应按规定及时、完整、准确地报送国内、国际外汇资金主账户、结汇待支付账户等账户信息、国际收支申报、境内资金划转、结售汇等数据,审核企业报送的业务数据,协助外汇局做好非现场监测。

第三十五条 分局应采取下列措施确保外汇资金集中运营管理工作平稳有序,政策落到实处:

(一) 完善工作机制,责任到人,及时准确报送数据。指定牵头处室并1名工作联系人负责向总局报告。《规定》实施之日起一年内,每月10日前以局发文形式向总局报告业务情况及相关统计报表;每季度一并报告辖内办理资金集中运营管理企业名单等基本情况。一年后,以综合部门名义每月报告统计报表;每季度报告辖内办理资金集中运营管理企业名单等基本情况;每半年报告业务情况(有关报表见附2-5)。

(二) 强化非现场监测与现场核查检查。充分利用跨境资金流动监测与分析平台等现有外汇管理系统,建立跨国公司名单功能设置,

第五章 监督管理

第三十二条 幹事企業は本規定および外管局の備案通知書の内容を真剣に遵守して業務を展開しなければならない。業務展開期間に関連事項に変更が発生する場合、要求に基づき遅滞無く外管局に変更備案を行わねばならない。

幹事企業およびメンバー企業は厳格に規定に従い銀行に対しクロスボーダー資金収支の性質を申告し、国際収支統計申告を取り扱わねばならない。

第三十三条 口座開設銀行は多国籍企業が取り扱う多国籍企業外貨資金集中运营管理業務および提出する資料に対して真実性と合法性を確りと審査し、関連する外貨資金変動に対し相応の登記、備案を確りと実施し、資金流動に対しモニタリング、審査確認および限度額管理を確りと行う。

第三十四条 口座開設銀行は規定に基づいて国内、国際外貨資金マスター口座、人民元転支払待口座等の口座データ、国際収支申告データ、域内資金振替、両替等のデータを遅滞無く完全、正確に申告し、企業が申告する業務データを審査し、外管局によるオフサイトモニタリングに協力する。

第三十五条 分局は以下の措置をすることにより外貨資金集中运营管理業務の安定と秩序を確保し、政策を具体化させなければならない。

(一) 業務体制を完備し、個人責任を明確化し、遅滞無く正確にデータを報告する。主管処・室を指定し、あわせて1名の業務連絡人が総局への報告に責任を負う。『規定』実施の日から1年以内は、毎月10日より前に局発文の形式で総局に対して業務状況および関連統計報告表を報告する。1年後、総合部門の名義で毎月統計報告表を提出する。四半期ごとに管轄内で取扱う資金集中运营管理企業リスト等の基本状況を報告する。半年ごとに業務状況を報告する(関連報告表は附属資料2-5参照)。

(二) オフサイトモニタリングとオンサイト照合・検査を強化する。クロスボーダー資金流動モニタリング兼分析プラットフォーム等の現有の外貨管理システ

全面分析国际、国内资金主账户外汇收支、结售汇、资金划转、集中收付汇和轧差结算等数据信息。

(三) 做好银行和企业风险提示和窗口指导工作。采取有效措施满足企业需求，逐步形成合理的跨境资金双向流动格局。督促银行建立操作规程和内控制度，提供必要的技术服务保障。必要时，可要求主办企业对外汇资金集中运营管理业务的合规性等进行审计。

(四) 根据本规定及当地实际情况，制定细化准入条件等操作规程，按程序向总局备案后实施。

第三十六条 企业发生异常情况及违规行为，分局应暂停或取消办理本规定范围内的各项业务，根据《外汇管理条例》等相关法规进行行政处罚；开户银行发生违反“了解客户”、“了解业务”、“尽职审查”真实性审核规定等违规行为，应取消办理本规定范围内各项业务，根据《外汇管理条例》等相关法规进行行政处罚。

第六章 附则

第三十七条 本规定所称跨国公司是以资本联结为纽带，由母公司、子公司及其他成员企业或机构共同组成的企业法人联合体（不含财务公司以外的金融机构）。

成员企业，是指跨国公司内部相互直接或间接持股的、具有独立法人资格的各家公司，分为境内成员企业和境外成员企业。

主办企业，是指履行主体业务申请、备案、实施、数据报送、情况反馈等职责的跨国公司或取得跨国公司授权且具有独立法人资格的一家境内公司。主办企业为财务公司的，其从事跨境资金交易应遵守行业管理部门的规定。

本规定第三条第二款所称境外机构境内外汇

ムを十分に利用し、多国籍企業リスト機能を構築し、国際、国内外貨資金マスター口座外貨收支、両替、資金振替、集中決済およびネットィング決済等のデータ情報を総合的に分析する。

(三) 銀行と企業へのリスク指摘と窓口指導を確り行う。企業のニーズを満たすよう有効な措置をとり、段階的に合理的なクロスボーダー資金双方向流動の状態を形成する。銀行に操作规程と内部管理制度を構築するよう督促し、必要な技術サービスサポートを提供する。必要に応じて、幹事企業に外貨資金集中运营管理業務のコンプライアンス遵守に対して監査を行うよう要求してよい。

(四) 本規定および現地の実地の状況に基づき、業務開始条件細則などの操作规程を制定し、手続に基づき総局に備案した後実施する。

第三十六条 企業に異常な状況および法規違反行為が発生した場合、外管局は企業の業務資格を中止また取消し、「外貨管理条例」等の関連法規に基づいて行政処罰を与える権利を有する。口座開設銀行が「顧客を理解する」「業務を理解する」「デューデリジェンス」の真实性審査規定等に対する違反行為が発生した場合、本規定範囲の各項目業務の取り扱いを取消し、「外貨管理条例」等の関連法規に基づいて行政処罰を受けなければならない。

第六章 附則

第三十七条 本規定にいう多国籍企業とは資本連結を紐帯とし、親会社、子会社およびその他メンバー企業あるいは機構が共同組成する企业法人連合体である（財務公司以外の金融機構を含まない）。

メンバー企業とは、多国籍企業内部で相互に直接或いは間接の持株関係を有し、独立法人資格を有する各企業であり、域内メンバー企業と域外メンバー企業に分かれる。

幹事企業とは主体業務申請、備案、実施、データ報告、状況フィードバックなどの職責を履行する多国籍企業あるいは多国籍企業の授權を取得し、且つ独立法人資格を有する域内の会社 1 社である。幹事企業が財務公司の場合、その従事するクロスボーダー取引は

账户包括境外机构在境内银行开立的 NRA 账户 (Non-resident Account) 以及在取得离岸银行业务资格的离岸银行业务部开立的 OSA 账户 (Offshore Account)。

第三十八条 单一企业集团符合内控制度完善、上年度外汇收支规模超过1亿美元、最近三年无重大外汇违规行为等条件的,可以根据业务实际,申请单独开立国内外汇资金主账户,办理经常项目轧差净额结算业务,以及按照本规定第二十一条简化单证审核、第二十二条第二、三款办理结汇手续等;或者单独开立国际资金主账户,集中管理境外资金。

跨国公司资金集中运营管理框架下委托贷款,应遵守有关境内外汇贷款管理规定,无需开立并通过实体外汇账户办理相关业务;成员企业之间可直接划转资金,无需先上划至国内外汇资金主账户,再下划至成员企业。

第三十九条 外汇局可根据国家宏观调控政策、外汇收支形势及业务开展情况,逐步完善和改进政策内容。

第四十条 本规定自2014年6月1日起实施,由国家外汇管理局负责解释。《国家外汇管理局综合司关于跨国公司集中收付业务数据报送相关问题的通知》(汇综发[2013]47号)同时废止。经外汇局批准已开展外汇资金集中运营管理的跨国公司,可以继续适用原来资金集中运营管理框架和政策,也可以提供变更后的业务需求等材料(已经提供的材料无需提供),向分局备案后适用本规定。

業種管理部門の規定を遵守しなければならない。

本規定の第三条第二項にいうところの域外機構域内外貨口座は域外機構が域内銀行において開設した NRA 口座 (Non-resident Account) およびオフショア銀行業務資格を有するオフショア銀行業務部が開設した OSA 口座 (Offshore Account) を含む。

第三十八条 单一企業集団は内部管理制度の完備、前年度の外貨収支1億米ドル超、直近3年間で重大な外為法規違反無などの条件に合致しなければならず、実際の業務に基づき、国内外貨資金マスター口座の単独開設、經常項目ネットィング決済業務の取扱、および本規定第二十一条に基づくエビデンス審査の簡素化、第二十二条第二、三項に基づく人民元両替手続などを申請してよい。または国際外貨資金マスター口座の単独開設、域外資金の集中管理を申請してよい。

多国籍企業の資金集中運営管理のフレームワーク下の委託貸付は、関連する外貨貸付管理規定を遵守しなければならないが、実体的に外貨口座を開設、経由して関連業務を取り扱うことは必須ではない。メンバー企業間は直接資金の振替を行ってよく、国内外貨資金マスター口座に先に集中してからメンバー企業に配分することは必須ではない。

第三十九条 外管局は国家マクロコントロール政策、外貨収支状況および業務展開状況に基づき、政策内容を徐々に改善、改良する。

第四十条 本規定は2014年6月1日から実施し、国家外貨管理局が解釈に責任を負う。『国家外貨管理局総合司による多国籍企業の集中決済業務データ報告関連問題の通知』(匯綜発[2013]47号)は同時に廃止する。外管局の批准を経て既に外貨資金集中運営管理を展開している多国籍企業は、従来の資金集中運営管理のフレームワークと政策を継続適用してもよく、変更後の業務ニーズ等資料(既に提出済の資料は再提出不要)を提出の上、分局に備案したのち本規定を適用してもよい。

附 1: 跨国公司外汇资金集中运营管理业务办理确认书 附 2: 企业国际、国内外汇资金主账户及资金通道出入情况月报表 附 3: 企业外债、对外放款情况月报表 附 4: 跨国公司外汇资金集中运营管理企业基本情况表 附 5: 跨国公司外汇资金集中运营管理牵头处室及联系人名单	附属資料 1: 多国籍企業外貨資金集中運営管理業務取扱確認書 附属資料 2: 企業国際、国内外貨資金マスター口座および資金融通入金状況月次報告表 附属資料 3: 企業外債、対外貸付状況月次報告表 附属資料 4: 多国籍企業外貨資金集中運営管理企業基本状況表 附属資料 5: 多国籍企業外貨資金集中運営管理主管処・室および連絡人リスト (附属資料 1~5 の添付は省略します)
---	--

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 具体的な銀行の関連業務手続等については、お取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部

中国ビジネスソリューション室 森田直樹

上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号 匯亜大廈 22 階 TEL021-6888-1666 ext.4228